

令和3年7月26日

看護学部生 各位

看護学部長 春山 早苗
学生委員長 大塚 公一郎

夏季休業期間中の学生生活について

新型コロナウイルス感染症については、現在、各地で感染力の強い変異株（アルファ株）の感染割合が上昇し、さらにはアルファ株よりも感染しやすい可能性が示唆されているデルタ株の感染者が増加しています。

寮内での感染者の発生やまん延を防ぐために、夏季休業期間中においても、「学生生活の新たな指針」を遵守し、特に不要不急の外出は控え、自治医科大学の学生として、また看護学を学ぶ学生としての自覚をもって感染予防行動に努めてください。新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、後学期の授業や実習に大きな影響を及ぼす可能性があるため注意をお願いします。

夏季休業期間中の注意事項は以下のとおりです。夏季休業期間中の感染拡大を防ぐために、ご理解とご協力をお願いします。

- (1) 学生生活の新たな指針（別紙）を遵守し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域への外出は控えてください。また、それ以外の地域であっても不要不急の外出は控えてください。
- (2) 健康管理を十分に行い、毎朝体温を測定して、その日の体調と共に健康アプリに入力し、必ず毎日送信して下さい。（これができていない学生は「健康状態が把握できない」という理由で、後学期開始日からの授業（実習を含む）への出席を認めない場合があります）。
- (3) 発熱等新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良の症状がある場合は、かかりつけ医等の最寄りの医療機関、または各都道府県等が設置している新型コロナウイルス感染症に関する電話等相談窓口（受診・相談センター）に相談し、その指示に従ってください。（寮生及び栃木県内在住学生は※）また、体調不良の症状等や相談結果について、看護学務課に電話またはメールにて連絡して下さい。（濃厚接触者となった場合を含む）。

※栃木県 受診・相談センター

TEL 0570-052-092（土日、祝日を含む24時間対応）

（事務担当）看護学務課

TEL 0285-58-7433

E-Mail kangogakumu@jichi.ac.jp

A. 健康管理

- (ア) 規則正しい生活
- (イ) 毎朝体温を測定して、その日の体調と共に健康アプリに入力し配信する
- (ウ) 体調が不良の場合には直ちに保健センター（電話：0285-58-7016、メール：hokencenter2020@gmail.com）へ連絡し、指示に従う、あわせて、看護学務課にもただちに連絡する。
- (エ) 手指衛生の徹底。不特定多数の者が触れる部位への接触前後には手指消毒または手指洗浄を行う。不必要のものに触れない。できるだけ顔、目、鼻、口を触らない。

B. 学外での行動（当面の間）

- (ア) 海外旅行は禁止。公共交通機関を利用する帰省以外の国内旅行（特に県外）は自粛する。なお附属病院実習の二週間前からはすべての旅行は禁止とする。
- (イ) 日常生活に必要な物品購入のため以外の、居酒屋を含む飲食店などへの立ち入り禁止。ただし、飲食店へのテイクアウトのための短時間の立ち入りは例外とする。
- (ウ) アルバイトについて：飲食店、家庭教師などの接客、人との密着をともなうアルバイトは当面の間禁止。その他のアルバイトを実施する場合には、学年担当アドバイザーに相談する。
- (エ) 自動車学校については、感染防止の措置が十分に採られていれば可とする。
- (オ) カラオケ店（カラオケボックス）、パチンコ店、ゲームセンター、コンサートなどへの立ち入り禁止
- (カ) 実習前2週間と実習中は、タクシー、レンタカーを除く公共の交通機関の利用は極力避ける。利用する場合も、できるだけ客の少ない車両などを選び、他の客などとの距離を保つ。
- (キ) マスクを常時着用する（布製マスクでも可、脱水に気をつける）。

C. 学内での行動（寮内を除く）

- (ア) 必要時以外の附属病院内（外来エリア、病棟エリア）への立ち入りは次の例外を除き禁止
 - 例外：(a) カリキュラム上の実習
 - (b) J-プラザ内のファミリーマート（J-プラザ内の他の施設〔スタバやレストランなど〕は使用禁止）
 - (c) 銀行、郵便局、ATM
 - (d) 大学書房
- ・必ずマスクと大学指定の名札を着用する。
- ・私語厳禁
- (イ) 大学本館、教育研究棟、記念棟、図書館内ではマスクと大学指定の名札の常時着用
- (ウ) ATLAS ARENA、プール、サークルハウス、グラウンド、テニスコートは別途指示するので、それに従う。
- (エ) 学生寮と大学の間への行き帰りや大学の建物内（講義室、階段、廊下、エレベータ内など）では必要以上に固まらずに分散する。

D. 学生寮内での行動

- (ア) 寮内に入る際には入口で手指の消毒
- (イ) 寮内ではマスクの常時着用（脱水に気をつける）

例外：自室内、浴室内

(ウ) 教員・大学職員以外の者（女性かつ家族も含む）の立ち入り禁止

(エ) 他の学生の個室内への立ち入り禁止

(オ) 個室内の整理整頓（万一感染した際の清掃や消毒ができるように）

(ク) 浴室・入浴

別紙にある入浴のルールに従うこと

(サ) エレベータ内私語厳禁、同時に3人以上の使用は避ける。

(シ) 談話コーナー、和室1、和室2、第一集会室、第二集会室は当面の間、使用禁止

(ス) その他、管理人、大学職員・教員の指示には従うこと

以上